

## 指定計画相談支援 重要事項説明書

### 1. 事業者

名 称	株式会社わかばケアセンター
所在地	東京都足立区竹の塚1-33-10
電話番号	03-5809-6202
代表者氏名	北爪 初江
設立年月	平成11年7月8日

### 2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所 令和6年1月1日指定
事業の目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
事業所の名称	わかばケアセンター江戸川
事業所の所在地	東京都江戸川南篠崎町3-2-12 フローラ瑞江 1階
電話番号	03-5664-6027
管理者氏名	藤井 雄
事業所番号	特定相談支援事業所：1332304201 障害児相談支援事業所：1372301513
事業所の運営方針について	1. 事業に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、配慮して行うものとする。 2. 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。 3. 指定相談支援は、利用者又は障害児の保護者の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するように行うものとする。 4. 事業所は、自ら提供する指定相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。 5. 第4項の他、関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。
開設年月	令和6年1月1日
事業所が行なっている他の業務	1. 介護保険法に基づく ・（介護予防）訪問介護事業 2. 障害者（障害児）の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく ・居宅介護事業・重度訪問介護事業・同行援護事業 3. 地域生活支援事業（江戸川区）移動支援

### 3. 事業実施地域

江戸川区
------

#### 4. 相談受付時間(開所時間)

営業日	年中無休
受付時間	月～金 9:00～18:00
サービス提供時間帯	9:00～18:00

#### 5. 職員体制

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	職務の内容
1. 管理者	1名	名	事業の管理全般
2. 相談支援専門員	1名	名	サービス等利用計画の作成等

#### 6. 当事業所が提供する相談支援と利用料金

##### (1) 相談支援の内容(第3条～6条参照)

##### ① サービス等利用計画の作成

利用者の来所や居宅への訪問により、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下、「福祉サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

##### ② サービス等利用計画作成後の便宜の供与

利用者及びその家族等と定期的に連絡を取り、経過を把握します。

サービス等利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。

福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に再評価を行い、サービス等利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。上限管理対象となっている利用者に関しては、指定障害福祉サービス等の利用者負担額合計額を毎月算定し、利用者及び当該障害福祉サービス等を提供した事業者等に通知します。

##### ③ サービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

##### ④ 障害者支援施設等への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供をします。

##### (2) 利用料金(第7条参照)

##### ① サービス利用料金

指定計画相談支援又は指定障害児相談支援(以下、「指定計画相談支援等」という。)に関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費(以下、「計画相談支援給付費等」という。)等を受領する場合(法定代理受領)は、ご利用者の自己負担はありません。

事業者が計画相談支援給付費等の代理受領を行わない場合は、下記の金額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると計画相談支援給付費等が支給されます。）

0 円

## ②交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

## ③交通費その他のお支払い方法

前記②の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。）

- |                                     |
|-------------------------------------|
| ア. 窓口での現金支払い<br>イ. 金融機関口座からの自動引き落とし |
|-------------------------------------|

## 7. 相談支援に関する留意事項

### (1)相談支援専門員

相談支援の開始時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

## 8. 利用者の記録や情報の管理、開示について(契約書第9条第4項参照)

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）保存期間は、相談支援を提供した日から5年間です。

本事業所における記録の項目は次のとおりです。

サービス等利用計画

アセスメントの記録

サービス担当者会議等の記録

モニタリング結果の記録

利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項

利用者からの苦情の内容等の記録

事故の状況及び事故に際しての対応の記録

閲覧・複写の受付	9:00~18:00
----------	------------

9. 苦情等の受け付けについて(契約書第15条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談(苦情相談係)

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情相談係<苦情受付窓口(担当者)> [職名] 管理者

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～18:00

<苦情解決責任者 藤井 雄 >

(2) 行政機関その他苦情受付機関

江戸川区 福祉部障害者福祉課庶務係	所在地 江戸川区役所 電話番号 03-5662-0054 受付日・時間(月～金) 8:30～17:00
東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	所在地 電話番号 03-5283-7020 受付日・時間(月～金) 9:00～17:00

令和 年 月 日

指定計画相談支援等の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

東京都江戸川区南篠崎町3-2-12 フローラ瑞江 1階  
説明者職名 相談支援専門員 氏名 吉田 奈緒美 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定計画相談支援等の提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名 印

代理人または立会人(本人との続柄 )

住所

氏名 印